

海上自衛隊訓令第9号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、地区総監部の組織に関する訓令を次のように定める。

令和7年3月24日

防衛大臣 中谷 元

地区総監部の組織に関する訓令

（地区総監）

第1条 地区総監は、地方総監の指揮監督を受け、地区隊の隊務を統括する。

2 地区総監部の事務は、地区総監が掌理するものとする。

（幕僚長）

第2条 地区総監部に、幕僚長1人を置く。

2 幕僚長は、1等海佐をもって充てる。

3 幕僚長は、地区総監を補佐し、地区総監部の部内の事務を整理する。

（部及び室）

第 3 条 地区総監部に、次の 2 部及び防衛室を置く。

管理部

経理部

(管理部)

第 4 条 管理部に、次の 5 課を置く。

総務課

人事課

厚生課

援護業務課

施設課

(総務課)

第 5 条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地区総監部の公印の管守に関すること。
- (2) 公文書の接受、発送、編集、浄書及び保管に関すること。
- (3) 文書の審査及び進達に関すること。
- (4) 海上自衛隊史の編集の資料の整理に関すること。
- (5) 礼式及び服装に関すること。

- (6) 旗章及び標識の取扱いに関する事。
- (7) 渉外及び広報に関する事。
- (8) 訴訟、損害賠償及び損失補償に関する事。
- (9) 部内の事務の総括に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、地区総監部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(人事課)

第6条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 隊員の任免、分限、懲戒、服務、規律その他人事に関する事。
- (2) 隊員の補充に関する事。
- (3) 表彰に関する事。
- (4) 知能、性格等に関する適性検査に関する事。
- (5) 予備自衛官及び予備自衛官補の招集に関する事。

(厚生課)

第7条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 隊員の宿舎に関する事。
- (2) 隊員の退職手当及び災害補償に関する事。

(3) 隊員の福利厚生に関すること。

(4) 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。

（援護業務課）

第8条 援護業務課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 求職のための公共職業安定所等との連絡その他再就職のための求職活動に関して隊員に協力すること。

(2) 隊員に対して行う再就職を容易にするため必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、隊員の再就職の援助に関すること。

（施設課）

第9条 施設課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 施設の維持及び修理に関すること。

(2) 施設の取得及び建設の要求に関すること。

(3) 施設の研究改善に関すること。

- (4) 行政財産の管理に関する事。
- (5) 施設器材及び港用品の整備に関する事。
- (6) 施設器材及び港用品の研究改善に関する事。

(経理部)

第 1 0 条 経理部に、次の 4 課を置く。

経理課

契約課

原価計算課

監査課

(経理課)

第 1 1 条 経理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 経費及び収入の会計に関する事。
- (2) 部内の事務の総括に関する事。

(契約課)

第 1 2 条 契約課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 物品及び役務の調達並びに行政財産の取得に関する契約に関する事 (原価計算課の所掌に属するものを除く。) 。

- (2) 物品及び国有財産の処分に関する契約に関すること
と（原価計算課の所掌に属するものを除く。）。

（原価計算課）

第 1 3 条 原価計算課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予定価格の作成に関すること。
- (2) 原価計算に関すること。

（監査課）

第 1 4 条 監査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計の監査に関すること。
- (2) 会計事務の研究改善に関すること。

（防衛室）

第 1 5 条 防衛室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 防衛及び警備の実施計画に関すること。
- (2) 隊務の運営の改善に関すること。
- (3) 隊務に関する統計及び報告統制に関すること。
- (4) 秘密の保全に関すること。
- (5) 部隊の運用に関すること。

- (6) 部隊及び隊員の教育訓練に関する事。
- (7) 部隊の訓練の検閲及び演習に関する事。
- (8) 気象及び海象に関する事。
- (9) 補給、輸送、整備、施設及び衛生の計画に関する事。

(部長、室長及び課長)

第16条 部に部長を、室に室長を、課に課長を置く。

2 部長又は室長は、地区総監の命を受け、部務又は室務を掌理する。

3 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(技術補給監理官)

第17条 地区総監部に、技術補給監理官1人を置く。

2 技術補給監理官は、海上自衛官をもって充てる。

3 技術補給監理官は、地区総監の命を受け、次に掲げる事項に関し、地区総監に対し専門的助言を行うほか、技術指導に関する事務及び地区総監の特に命ずる事務をつかさどる。

(1) 物品及び役務の調達に関する事 (契約課及び原

価計算課の所掌に属するものを除く。) 。

(2) 物品の補給及び保管に関すること。

(3) 艦船、航空機及び物品の整備に関すること（施設課の所掌に属するものを除く。) 。

(4) 艦船、艦船用機関（艦船用補機を含む。) 、艦船用電気器材及び船用品並びに航空機及び航空機用機器並びに火器、誘導武器、弾火薬類、掃海器材、音響器材、磁気器材、化学器材、航海器材、航法器材、光学器材、通信器材、電波器材及び気象器材並びにこれらに付随する器材の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること。

(5) 艦船、航空機及び物品の研究改善に関すること（施設課の所掌に属するものを除く。) 。

(6) 隊員の給養に関すること。

（監察官）

第 18 条 地区総監部に、監察官 1 人を置く。

2 監察官は、海上自衛官をもって充てる。

3 監察官は、地区総監の命を受け、監察並びに安全及

び事故調査に関する事務をつかさどる。

(衛生監理官)

第19条 管理部に、衛生監理官1人を置く。

2 衛生監理官は、地区総監の定めるところにより、管理部長の命を受け、次に掲げる事項に関し、専門的助言を行う。

- (1) 保健衛生に関すること。
- (2) 適性検査に関すること。
- (3) 衛生器材の整備に関すること。
- (4) 衛生器材の研究改善に関すること。

(副官)

第20条 地区総監部に、副官1人を置く。

- 2 副官は、海上自衛官をもって充てる。
- 3 副官は、地区総監の庶務をつかさどる。

(技術補給監理官及び衛生監理官に係る兼補)

第21条 技術補給監理官又は衛生監理官は、それぞれ造修補給所長又は衛生隊司令の職にある者をもって充てる。

(委任規定)

第 2 2 条 この訓令に定めるもののほか、地区総監部の
内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。